

令和8年9月29日

知事答弁実録

（教育委員会）

（問）海田湾埋立免許取消訴訟について

昭和59年当時、広島県が海田湾埋立免許取消訴訟の原告団との間で取り交わした合意文書について、現在、県としてどのように認識しているのか、知事に伺う。

特に、第15項の、高校建設予定地を含む区画には「工業・流通関係の企業の進出は、認めない」という合意内容について、安芸南高校の跡地活用の検討において、県として今後も尊重し、遵守する考えがあるのか、併せて知事の所見を伺う。

（答）

海田湾埋立免許取消訴訟につきましては、裁判所から話し合いによる解決の勧めがあり、昭和59年11月27日に、県と原告団との間で合意書の調印が行われ、原告から訴えが取り下げられ、終結いたしました。

現在の安芸南高等学校の敷地については、合意の当事者である県が所有していることや、合意書の締結に至った経緯を踏まえ、今後、安芸南高等学校の跡地活用について、具体的に検討する際には、合意書第15項に記載されている内容については、尊重すべきものと認識しております。